平成２１年（フ）第１６１号
奈良県橿原市菖蒲町４丁目20番14号
債務者　花谷　寛泰
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
奈良県橿原市木原町８番地の６
債務者　西平　佳介
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
奈良県御所市大字三室209番地の１
債務者　山本　廣子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
奈良県橿原市中曽司町172番地　稲辻創飾内
債務者　辻本久美子（旧姓倉島）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目４番９－181号
債務者　野々村宜資雄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番22―508号
債務者　川人　敦朗
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
奈良県香芝市五位堂３丁目443番地の１　グリーンコーポ五位堂805号
債務者　西川　勝江
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
愛知県一宮市浅井町西浅井字郷前975番地５コーポスズキ102号
債務者　山田由架利こと　鈴木由架利
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８０号
三重県伊勢市二俣１丁目13番９号
債務者　嶋田由美子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
三重県鳥羽市屋内町２番33号
債務者　城山　竹治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
静岡県周智郡森町西俣74番地の１
債務者　齊木　挙人
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
静岡県掛川市大池197番地の１　クリーンハイツ大池Ⅲ201
債務者　竹内　恵理（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産廃止

平成１６年（フ）第４５９号
三重県津市高茶屋小森町1097番地
破産者　河合　　隆
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
津地方裁判所

破産終結

平成１６年（フ）第１３００号
愛知県碧南市住吉町３丁目67番地、住民票上の住所愛知県碧南市住吉町３丁目73番地
破産者　都築　忠知
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１８６２９号
東京都江東区古石場２丁目10番５号
破産者　リバー金属工業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８６３０号
千葉県流山市富士見台２丁目５―16―10―403、開始決定時の住所東京都江東区古石場２丁目10―５
破産者　川畑　逸朗
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２号
埼玉県春日部市内牧2753番地４
破産者　有限会社大久保光機製作所
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４３４４号
東京都世田谷区大原１丁目５―３
破産者　秦　　孝彦
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部